

燃料費調整制度における  
基準調整単価届出書

2019年8月28日

中国電力株式会社

燃料費調整制度における基準調整単価届出書

販販計 第 23 号  
2019 年 8 月 28 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

広島市中区小町 4 番 33 号

中国電力株式会社

代表取締役 清水 希 茂  
社長執行役員

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第 43 条第 4 項の規定により、別紙のとおり燃料費調整制度における基準調整単価を定めたので届け出ます。

## 燃料費調整制度における基準調整単価

## [第43条第4項関係]

以下のとおり契約種別ごとに基準調整単価を定めた。

区 分	単 位	基準調整単価
(1) 定額制供給		円 銭 厘
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0. 9 5 3
20Wまで	〃	1. 9 0 5
40Wまで	〃	3. 8 1 2
60Wまで	〃	5. 7 1 7
100Wまで	〃	9. 5 2 7
100W超過 50Wまでごとに	〃	4. 7 6 4
小型機器		
50V Aまでの機器	1 機器	2. 8 4 6
100V Aまでの機器	〃	5. 6 9 1
100V A超過 50V Aまでごとに	〃	2. 8 4 6
ロ. 臨時電灯A		
50V Aまで1日につき	1 契約	0. 0 7 7
100V Aまで1日につき	〃	0. 1 5 4
100V A超過 500V Aまで 100V Aまでごとに1日につき	〃	0. 1 5 4
500V A超過 1 k V Aまで1日につき	〃	1. 5 3 6
1 k V A超過 3 k V Aまで 1 k V Aまでごとに1日につき	〃	1. 5 3 6
ハ. 臨時電力		
1日につき	1 k W	1. 6 1 4
ニ. 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
0.5 k W	1 契約	0. 4 0 4
1 k W	〃	0. 8 0 6
2 k W	〃	1. 6 1 4
3 k W	〃	2. 4 2 0
4 k W	〃	3. 2 2 7
5 k W	〃	4. 0 3 4
ホ. 農事用電力C (育苗・栽培需要)		
1 k W 1日につき	1 契約	2. 9 0 4
(2) 従量制供給		円 銭 厘
イ. 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最 低 料 金		
最初の15kWhまで	1 契約	3. 6 8 0
電 力 量 料 金		
15kWh超過分	1 k W h	0. 2 4 5
ロ. イ以外の場合	1 k W h	0. 2 4 5

## 燃料費調整制度における基準調整単価

## 〔第 43 条第 4 項関係〕

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年 11 月 28 日法律第 85 号）第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号）第 5 条第 2 項の適用を受ける、2019 年 9 月 30 日以前から需給契約が継続し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019 年 10 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が 2019 年 11 月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成 28 年 11 月 28 日政令第 358 号〕第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成 26 年 9 月 30 日政令第 317 号〕第 4 条第 3 項で定める部分に限る。）の算定における基準調整単価は、以下のとおりとする。

区 分	単 位	基準調整単価
(1) 定額制供給		円 銭 厘
イ. 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0. 9 3 5
20Wまで	〃	1. 8 7 1
40Wまで	〃	3. 7 4 2
60Wまで	〃	5. 6 1 3
100Wまで	〃	9. 3 5 4
100W超過 50Wまでごとに	〃	4. 6 7 7
小型機器		
50V Aまでの機器	1 機器	2. 7 9 4
100V Aまでの機器	〃	5. 5 8 8
100V A超過 50V Aまでごとに	〃	2. 7 9 4
ロ. 臨時電灯 A		
50V Aまで 1 日につき	1 契約	0. 0 7 6
100V Aまで 1 日につき	〃	0. 1 5 1
100V A超過 500V Aまで 100V Aまでごとに 1 日につき	〃	0. 1 5 1
500V A超過 1 k V Aまで 1 日につき	〃	1. 5 0 8
1 k V A超過 3 k V Aまで 1 k V Aまでごとに 1 日につき	〃	1. 5 0 8
ハ. 臨時電力		
1 日につき	1 k W	1. 5 8 4

区 分	単 位	基準調整単価
ニ. 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
0.5kW	1契約	0.396
1kW	〃	0.792
2kW	〃	1.584
3kW	〃	2.376
4kW	〃	3.169
5kW	〃	3.960
ホ. 農事用電力C (育苗・栽培需要)		
1kW1日につき	1契約	2.851
(2) 従量制供給		円 銭 厘
イ. 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金		
最初の15kWhまで	1契約	3.613
電力量料金		
15kWh超過分	1kWh	0.241
ロ. イ以外の場合	1kWh	0.241